

## (既納の特許料の返還)

第一二二条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

## 一 過誤納の特許料

## 二 第百十四条第二項の取消決

定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了日の属する年の翌年以後のものに限る。）

四 実用新案権の存続期間の満了日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

## (既納の登録料の返還)

第三四条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

## 一 過誤納の登録料

## 二 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録料

## 三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

二 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第一号及び第三号の特許料については第百十四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求する

（第四十五条で準用する特許法第二百十一条第二項）

## (既納の登録料の返還)

第二四二条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

## 一 過誤納の登録料

## 二 第四十一条の二第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間の満了前五年までに第四十三条の三第二項の取消決定又は商標登録を無効にするべき旨の審決が確定した場合に限る。）

二 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第一号及び第三号の登録料については第百十四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、請求することができない。

## 3| 第一項の規定による特許料の

## 3| 第一項の規定による登録料の

（第四十五条で準用する特許法第二百十一条第二項）

## 3| 第一項の規定による登録料の

二 第百十四条第二項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了日の属する年の翌年以後のものに限る。）

二 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第一号及び第三号の特許料については第百十四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求する

二 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第一号及び第三号の登録料については納付した日から一年、同項第二号の登録料については納付した日から一年、同項第三号の登録料については納付した日から一年、同項第四号の登録料については第百十四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求すること

返還を請求する者がその責めに

帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかるらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

返還を請求する者がその責めに

帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかるらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

百十一条第三項

#### （特許料の追納）

第一一二条 特許権者は、第二百八条

第二項に規定する期間又は第二百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追

納する特許権者は、第二百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

#### （登録料の追納）

第一三三条 実用新案権者は、第三十二

条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追

納する実用新案権者は、第二百七条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の登録料を納付しなければならない。

#### （登録料の追納）

第一四四条 意匠権者は、前条第二

項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追

納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

#### （割増登録料）

第一四三条 第二十条第三項又は

第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

返還を請求する者がその責めに

帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかるらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。